

昭和二十四年五月三十一日
答 弁 第 三 二 二 号

(質問の 三二二)

内閣衆甲第四五号

昭和二十四年五月三十一日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員満尾君亮君提出陸運の運送秩序の確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員満尾君亮君提出陸運の運送秩序の確立に関する質問に対する答弁書

道路運送の秩序を確立し、道路運送の総合輸送力を昂上し、もつて道路運送における公共の福祉を確保増進することは、道路運送政策の骨子であつて、運輸省としては、これに関し特段の配慮を致しておるとともに、道路運送法の正確な解釈と、その実施運用についても、あらゆる機会にこれを周知徹底せしめらるべく努力しておる次第である。

運輸省としては、道路運送法第五十二條の対價の解釈及び同條運用方についてはすでにこれを明示しているとおりであるが、御質問の趣旨もあり、更に下部機構に対してもこれが運用の萬全を期するよう指導すべく目下準備中であり、数日中に通達する予定である。

右答弁する。